

死因究明等の推進に関する法律案 概要

立法の背景

警察における死体取扱数の増加—平成23年・約17.4万/10年で約1.4倍

- 検視体制の不十分さ
 - 検案する医師の専門性の不足
 - 大学法医学教室の予算・後継者不足
 - 解剖率の低さ・地域的なばらつき
- 等

犯罪・事故の
見逃し

死因究明等の推進に関する法律案

1 目的

死因究明及び身元確認の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることに鑑み、死因究明等の推進に関する施策の在り方を横断的かつ包括的に検討し、及びその実施を推進するため、基本理念・国等の責務・基本方針等を定める。

2 死因究明等の推進に関する基本理念

死因究明の推進は、①死者・遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとの基本的認識の下で、②人の死亡が犯罪行為に起因するものであるか否かの判別の適正の確保、公衆衛生の向上その他の死因究明に関連する制度の目的の適切な実現に資するよう行われるものとする。

身元確認の推進は、身元確認が、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。

3 国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体について、死因究明等の推進に関する施策の策定及び実施に関する責務を定めるほか、死因究明等に関係する者の連携協力について定める。

4 死因究明等の推進に関する基本方針

死因究明等の推進に関する重点施策は、以下のとおりとする。

- ①死因究明を行う専門的機関の全国的な整備
- ②警察等における検視、死因の調査、身元確認の実施体制の充実
- ③死因究明等に係る業務に従事する人材の育成、資質の向上及び確保
- ④死体の検案の実施体制の充実
- ⑤法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
- ⑥死体の解剖の実施体制の充実
- ⑦薬毒物検査、死亡時画像診断等死因究明のための科学的な調査の活用
- ⑧DNA鑑定、歯牙の調査等身元確認のための科学的な調査の充実及びデータベースの整備
- ⑨死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

5 死因究明等推進計画

政府は、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本方針に即し、必要な措置を定めた死因究明等推進計画を定める。（閣議決定）

6 死因究明等推進会議

内閣府に、特別の機関として死因究明等推進会議を設置し、5の計画の案を作成。

7 医療の提供に関連する死体に係る検討

医療の提供に関連して死亡した者の死因の究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討するものとする。

8 施行期日等

公布日から3月以内で政令で定める日から施行し、2年後に失効。（限時法）

死因究明等の推進に関する法律案要綱（未定稿）

第一 総則

一 目的

この法律は、我が国において死因究明（死体（妊娠四月以上の死胎を含む。）について、検視、検案、解剖その他の方法によりその死亡の原因、推定年月日時及び場所等を明らかにすることをいう。以下同じ。）及び死体の身元の確認（以下「身元確認」という。）（以下「死因究明等」という。）の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることに鑑み、死因究明等の推進に関する施策についてその在り方を横断的かつ包括的に検討し及びその実施を推進するため、死因究明等の推進について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、死因究明等の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものとする。

二 死因究明等の推進に関する基本理念

- 1 死因究明の推進は、死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。
- 2 死因究明の推進は、高齢化の進展等の社会情勢の変化を踏まえつつ、人の死亡が犯罪行為に起因するものであるか否かの判別の適正の確保、公衆衛生の向上その他の死因究明に関連する制度の目的の適切な実現に資するよう、行われるものとする。
- 3 身元確認の推進は、身元確認が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。

三 国の責務

国は、上記二に定める死因究明等の推進に関する基本理念（四において単に「基本理念」という。）にのっとり、死因究明等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

四 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、死因究明等の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

五 連携協力

国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

第二 死因究明等の推進に関する基本方針

一 死因究明等の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとすること。

- ① 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
- ② 警察等（警察その他その職員が司法警察員として死体の取扱業務を行う機関をいう。③において同じ。）における検視、死因の調査、身元確認の実施体制の充実
- ③ 死因究明又は身元確認に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上及び確保
- ④ 死体の検案の実施体制の充実
- ⑤ 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
- ⑥ 死体の解剖の実施体制の充実
- ⑦ 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断の活用その他死因究明のための科学的な調査の活用
- ⑧ 遺伝子構造の鑑定及び検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及びデータベースの整備
- ⑨ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

二 死因究明等の推進に関する施策は、死因究明等に係る人材の育成、施設等の整備及び制度の整備のそれぞれについて、上記一の施策の総合性を確保しつつ、段階的かつ速やかに講ぜられるものとする。

第三 死因究明等推進計画

一 政府は、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、上記第二に定める死因究明等の推進に関する基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた死因究明等推進計画を定めなければならないものとする。

二 内閣総理大臣は、死因究明等推進計画につき閣議の決定を求めなければならないものとする。

三 政府は、死因究明等推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを国会に報告

するとともに、その要旨を公表しなければならないものとする。

第四 死因究明等推進会議 ※詳細については引き続き協議

一 設置及び所掌事務

- 1 内閣府に、特別の機関として、死因究明等推進会議（以下「会議」という。）を置くものとする。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - ① 死因究明等推進計画の案を作成すること。
 - ② 上記①に掲げるもののほか、死因究明等の推進に関する施策に関する重要事項について審議するとともに、死因究明等の推進に関する施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

二 組織

会議は、会長及び委員二十人以内をもって組織するものとする。

三 会長

- 1 会長は、内閣官房長官をもって充てるものとする。
- 2 会長は、会務を総理するものとする。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理するものとする。

四 委員

- 1 委員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。
 - ① 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - ② 死因究明等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 上記1の②の委員は、非常勤とするものとする。

五 資料提出の要求等

- 1 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、上記1に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする。

六 会議の運営の在り方

会議の運営については、上記四の1の②の委員の有する知見が積極的に活用され、委員の間で充実した意見交換が集中的に行われることとなるよう、配慮され

なければならないものとする。

七 事務局

- 1 会議の事務を処理させるため、会議に事務局を置くものとする。
- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置くものとする。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理するものとする。

八 政令への委任

その他、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

第五 医療の提供に関連する死体に係る検討

医療の提供に関連して死亡した者の死因の究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討するものとする。

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 関係法律（内閣府設置法）の一部改正

死因究明等推進会議の設置に伴い、内閣府設置法の一部を改正するものとする。

三 この法律の失効

この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失うものとする。